

議員提出議案第3号

最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり滑川市議会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年3月23日

滑川市議会議長 高橋久光様

提出者 滑川市議会議員

中川 熱

吉森 真人

安達 真隆

高川 正樹

谷崎 潤一

青山 幸生

竹原 正人

尾崎 照雄

原 明

岩城 晶巳

古沢 利之

開田 晃江

最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書（案）

コロナ禍の深刻な経済状況で、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の失業や減収が深刻である。非正規労働者の7割は女性であり、多くがコロナ禍で貴重な役割を担っているエッセンシャルワーカーでもある。この女性パート労働者の4割が、最低賃金の近傍（×1.15倍の範囲）で働いている現状にある。

現在、日本の最低賃金は、加重平均で時給930円となったが、この額では毎日8時間働いても月額14万円（手取り）程度にしかならない。国民の生活を底上げし、民間消費を喚起して地域経済を回復させるうえで、最低賃金の引上げは喫緊の課題である。

加えて、地域間格差は深刻で、現在の最低賃金は最高の1,041円と最低の820円とでは、時給221円の格差がある。地方では交通費などの負担が大きく、最低生活費に大きな格差があるとは認められない。

最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への支援がセットで行われることが必要であり、コロナ禍で苦境にあえぐ事業所への経営支援などを求めることが重要である。

また、最低賃金の引上げに向けては、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備する必要がある。よって、国会及び政府におかれでは、以下のことを実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
- 3 最低賃金引上げの際には、コロナ禍での様々な経営支援、下請け取引の適正化、各種財政支援など、中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

滑川市議会